

平成28年度

群馬県・群馬労働局雇用対策連携
協定事業計画

群馬県
群馬労働局

1 障害者雇用の促進

(1) 企業等への障害者雇用率達成指導

障害者の雇用促進は、「一億総活躍社会」を実現していく上で必要不可欠であり、また、県内企業の実雇用率を上げることも喫緊の課題となるため、引き続き障害者法定雇用率未達成企業に対する指導の他、労働局及び県との合同による訪問指導を実施する。

また、労働局及び県の共催により、「障害者就職面接会」や「障害者雇用促進トップセミナー」等を開催するほか、障害者雇用に係る各種助成金の周知、活用にも努めるなど、県内の事業主に対して意識啓発を図る。

(2) 雇用・福祉・教育機関等の連携による地域の就労支援力の強化

障害者就業・生活支援センターをはじめ、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と労働局及び県が連携し、ハローワーク職員を中心としたチーム支援により就職から職場定着までの継続的な支援を実施するとともに、法定雇用率未達成企業の人事担当者による施設等の見学会などを実施して障害者雇用の理解を深め、福祉、教育、医療から雇用への移行について、一層の促進を図る。

あわせて、県教育委員会においては、特別支援学校高等部生徒が就職し、卒業後も働き続ける力を育成することを目的に、特別支援学校職業自立推進事業を実施する。具体的には、早い段階から就労に対する意欲を高めるため、1年生進路ガイダンスや職場体験ファーストステップ事業を実施する。また、企業採用担当者による学校見学会を通じて障害や支援の在り方等について理解を深めるとともに、見学会と併せて特例子会社等障害者雇用の実績のある企業担当者を招聘した「情報交換会」を開催することにより、実習の受入や雇用に係る不安の軽減を図る。さらに、知的特別支援学校に就労支援員を配置して実習先の開拓や雇用先の確保、卒業後の定着支援の充実等に取り組むことにより、高等部生徒の就労を支援する。

障害者就業・生活支援センターにおいては、県の労働・福祉部局との連携・協力の下、障害者の地域における就業・生活両面にわたる一体的な支援を実施する連携拠点として機能するため、労働局及び県が必要な助言・指導を行うこととする。

また、県が設置する「障害者就労サポートセンター」において、障害者就労サポーターを増員して、関係機関との連携を一層強化しつつ、特別支援学校及び障害者就業・生活支援センター等と連携した求人開拓や、企業向けセミナーの開催等による企業への情報発信の強化等により、障害者の就労を促進する。

(3) 障害者に対する職業能力開発の推進

県が企業やNPO法人等の民間機関に委託して実施している障害者委託訓練を通じ、引き続き、個々の障害者の特性及び企業ニーズに対応した多様な職業訓練の実施に努める。

(4) 精神障害者及び発達障害者等の雇用促進

精神障害者の雇用促進に当たっては、ハローワークにおいて求職者へのきめ細

かなカウンセリング等を行うとともに、精神障害者に関する事業主の理解を促進するため、意識啓発、雇用事例の収集等、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。また、群馬障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し雇用及び職場定着の促進を図る。

発達障害者や難病患者については、県発達障害者支援センター等の関係機関と連携しつつ、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金やジョブコーチの活用により、ハローワークを中心に、その雇用促進を図る。

2 若者の安定雇用の確保

(1) 若者雇用対策

ア 良質な雇用の場の確保

(ア) 企業誘致、産業振興策の積極的展開による雇用機会の創出

県では、企業の新たな立地は、地元の雇用を確保するうえで極めて重要であることから、引き続き、企業立地セミナーなどを通じて群馬県の立地優位性を積極的にアピールし、優良企業の生産拠点、本社機能及び研究開発機能等の誘致に努めるとともに、将来を見据えた産業用地の確保にも市町村と連携して取り組む。

また、既に立地している企業の県外流出は、雇用の減少につながることから、企業パートナー（県職員）による企業訪問や立地企業懇談会の実施などを通じ、きめ細かなフォローアップに努め、企業が操業しやすい環境を整備し、更に県内への拠点化・集約化を促進する。

さらに、本県の優れた立地環境を活かし、今後成長が期待される次世代産業（次世代自動車、ロボット、医療・ヘルスケア、環境・新エネルギー、観光、コンベンション関連産業）などの創出・育成も進め、女性や若者がいきいきと働きつづけることができる雇用の場を創出していく。

また、新たな雇用の場として創業支援にも取り組み、創業機運の醸成として、関係機関との連携強化を図るほか、大学生等の創業意欲を高めるため、創業者と対話・交流する機会を設ける。創業希望者の育成支援として、群馬県産業支援機構に設置した創業支援センターの創業担当マネージャーが相談等に対応し、専門家派遣などの支援を実施する。

(イ) 正社員求人の確保

良質な雇用の場の確保に当たっては、特に、安心・安定して働ける正規雇用の場が重要である。このため、労働局及び県においては、共同して県下の企業に対して、正社員雇用の重要性についての周知啓発や正社員求人の提出に向けた産業界への要請等に取り組むとともに、「群馬県若者就職支援センター（ジョブカフェぐんま）」及びハローワークにおいて積極的に正社員求人の開拓を実施する。

イ 若者の正規雇用の促進

(ア) 新規学卒者及び既卒者に対する就職支援の推進

新規学卒者をめぐる状況については、企業の採用意欲が大きく高まっているところであり、この機会を捉え、労働局においては良質な正社員雇用の必

要性等と労働法令違反を行った求人者からの求人の不受理についての周知徹底を図る。

新規学卒者については、高校や大学等との連携を図り、個別企業への求人開拓や個々の状況に応じた支援に取り組み、就職促進を図る。

未内定者（既卒者を含む）については、ハローワークにおいてセミナーや模擬面接指導などのきめ細かな支援を行う。

また、平成 27 年 10 月からスタートした、若者の採用・育成に積極的で若者の雇用管理の状況が優良な中小企業に対し、厚生労働大臣が認定する、「ユースエール認定企業」や「若者応援宣言企業」の採用情報等を学生等に提供し、就職活動と企業における人材確保の支援を行う。

さらに、県外に居住し、県内へ就職を希望する学生等については、積極的に県内に呼び戻し、正社員雇用として活躍できるよう県内企業情報の周知に努める。

その他、県と連携して、新規学卒者や既卒者向けの就職面接会を開催する。

県においては、県内 3 か所（高崎、桐生、沼田）に設置している「ジョブカフェぐんま」において、利用者の意向や適性を踏まえた求人開拓を行うとともに、ビジネスマナーなどの各種就職セミナー、企業見学会などを組み合わせて、カウンセリングから職業紹介・職場定着までワンストップで一貫したきめ細かな就職支援、特に正社員での就職を支援する。また、既卒者やフリーター等を対象に正社員就職に向けたインターンシップを実施する。

(イ) フリーター等への就職支援の推進

フリーター等の正社員化に向けては、県が設置する「ジョブカフェぐんま」と県内各ハローワークが連携を図り、カウンセリングから職業紹介・職場定着まで引き続き積極的な就職支援を実施する。

さらに、社会環境等から就職への一歩を踏み出せない若者を、地域若者サポートステーションとハローワークが相互に連携し、雇用に向けた支援を実施する。

(2) Gターン就職支援

若者の人口流出に歯止めをかけるためには、群馬で働く意欲を持っている県内外の大学生等が県内で就職できるよう、県、労働局及び大学等が連携して、学生等に対し県内企業の情報を積極的に発信し、マッチングを強化し、県内企業への就職に結びつけていく取組が必要である。

このため、県においては、群馬県へのU・Iターン就職を促進することを目的として、都内での合同企業説明会や県内企業訪問バスツアー、「ぐんまちゃん家」等を活用したU・Iターン就職相談、Gターンカフェ等を実施する。

また、県内外の大学と連携した群馬県独自のU・Iターン就職支援協力校制度「Gターン倶楽部」の参加大学等（平成 28 年 3 月 1 日現在 112 校参加）を更に増やすとともに、本県出身者の多い大学等でGターンカフェを開催するなど、就職情報や企業情報を積極的に発信・提供する。

さらに、県内外の大学生等に対して県内企業の魅力を周知するとともに、将来、

正社員として県内企業に就職し、定着することを目的として、企業側のニーズと学生側のニーズを踏まえて柔軟な対応ができる、群馬県独自の学生向けインターンシップ「Gターンシップ」を実施する。

また、労働局では、ジョブカフェと一体的に実施しているハローワークにおいて県外に居住し県内の就職を希望する学生等を対象にGターンを積極的に推進する。

3 女性の活用・活躍の推進

(1) 子育て中の女性等に対する再就職支援の充実

女性の活躍推進に向けては、子育てする女性の社会進出支援とともに、就職後の仕事と家庭の両立支援が重要である。このため、労働局は、前橋・高崎の各ハローワークに設置されている「マザーズコーナー」及び太田市役所本庁舎の「お仕事相談パーク」内に設置されている「マザーズコーナー」を中心に、保育所・子育て支援サービス等に関する情報の総合的な提供に努めるほか、個々の求職者のニーズを踏まえた担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、求人開拓を行う。

また、県において、仕事と家庭を両立しながら働くことを希望する女性等に対して、カウンセリングや職業紹介などの就労支援、子育てや生活情報の提供、教育・福祉的支援、キャリア形成、定着支援など働く女性に関する相談に総合的に対応するワンストップ支援窓口「ジョブカフェ・マザーズ」を運営する。また、労働局及び市町村と連携を強化し、各機関の強みを生かして各地域において再就職セミナーや合同企業説明会等を開催するとともに、ハローワークの「マザーズコーナー」と連携して、子育て中の女性等を対象とした合同企業面接会を開催する。

ひとり親家庭の母等に対しては、労働局と県及び母子家庭等就業・自立支援センターが連携し、就業相談や求人情報の提供など総合的な就業支援サービスを実施し、経済的自立を支援する。

また、労働局が所管する特定求職者雇用開発助成金やトライアル雇用の活用等により早期就職に向けた支援を実施するほか、県の実施する高等職業訓練促進給付金等事業や自立支援教育訓練給付金事業などを通じ、仕事と子育ての両立を支援する。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進のためには、男女ともに育児休業や介護休業を取得しやすく、仕事と育児・介護を両立できる職場環境の整備が必要である。そのため、指導権限を有する労働局において、育児・介護休業法に基づく事業主への指導を行うほか、育児休業等の諸制度の概要をまとめた労働者向けリーフレットの配布等を行う。

また、労働局においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等が義務化されている労働者数 101 人以上の未届企業に対して、督促指導により完全実施を図るとともに、同法に基づく認定マーク「くるみん」及び「プラチナくるみん」取得企業が 1 社でも増えるよう、行動計画の終期

が近い企業を中心に、アンケートや企業訪問等を通じて認定申請に向けた支援を行う。

さらに、育児・介護休業法の周知徹底を図るとともに、育児期、介護期も離職せずに継続して就業できるよう、ハローワークによる求人者指導の際に、育児休業等の制度の整備について要請する。

県においては、育児休業の取得促進や、職場における女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む事業所を応援する事業所認証制度「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」の普及を図ることにより、男女ともに仕事と家庭を両立しつつ、いきいきと働くことのできる職場環境づくりを推進する。また、「いきいきGカンパニー認証制度」の優良事業所表彰を行うことにより、企業等における両立支援の取組の横展開を促す。

さらに、企業の両立支援等の取組情報を、積極的に県内外の若者・学生に情報発信することにより、県内就職の促進を図る。

また、県と労働局が連携し、職業生活と家庭生活との両立の重要性について理解を深めるための意識啓発を実施する。特に、県においては、引き続き男性の育児参加に対する企業のトップ・上司・従業員の理解を深めるため、「ぐんまのイクメン・イクボス養成塾」を開催する。県が考案した「イクボス養成塾」については、実践的な内容の参加型研修会とともに、経営戦略上のワーク・ライフ・バランスの重要性や女性の活躍による企業の活性化、人材確保対策としてのワーク・ライフ・バランスの推進等分野別研修も加え、内容を充実させて実施する。

(3) 女性活躍推進法及び男女雇用機会均等法の履行確保

労働局においては平成28年4月1日から301人以上企業に義務化される一般事業主行動計画の策定・届出等や情報公表等についてあらゆる機会をとらえ周知を行い、取組が行われない企業に対し、助言・指導等を実施する。

また、300人以下の努力義務企業に対しても、積極的に一般事業主行動計画の策定・届出がなされるよう働きかけを行う。

さらに、妊娠・出産等による不利益取扱い（いわゆるマタニティハラスメント）を受けることがない就業環境整備に向けて、法違反が疑われる場合は、事業主に対する是正指導等を行う。

県においては、企業における女性管理職の増加に向けて、管理職候補の次世代リーダーに対して研修・交流会を実施する。

さらに、ハローワークにおいては、求人受理時において、男女雇用機会均等法の内容等についての周知を図るほか、ポジティブ・アクションを進める上での積極的な情報提供を行う。

(4) 様々な主体との連携体制の整備

労働局及び県が連携し、本県の働く女性の活躍推進にかかる施策を展開することとする。また、事業実施に関する連携体制として、県において、女性活躍推進法に基づく協議会「群馬県働く女性の活躍推進協議会」（構成員：労働局、学識経験者、労使団体、働く女性代表、ワンストップ相談支援機関、県庁関係課等）を設置し、働く女性の施策全般に対して、連携・協議を行う。

さらに、労働局、県及び市町村との連携を強化し、各地域の実情に応じた職業生活における女性の活躍推進を支援するため、県に「群馬県働く女性支援連携会議」（構成員：労働局、県内13市町、県庁関係課等）を設置し、本県全体での働く女性に関する情報の共有と各地域における一体的かつ効果的な支援策の検討を行う。

4 高齢者雇用の推進

(1) 生涯現役社会の実現

生涯現役社会の実現を推進するため、生涯現役継続雇用制度、職業生活設計、希望者全員が65歳まで働ける制度導入などについて、労働局が事業主及び求職者に対し相談・援助を行う。

また、高齢・障害・求職者雇用支援機構と労働局が連携し、高年齢者雇用状況報告等で把握した、労働者数31人以上の企業のほか労働者数30人以下の企業に対しても必要な周知、指導等を実施する。

(2) 高年齢者の再就職の援助・促進

高年齢者の再就職の実現に向けては、労働局が「シニアワークプログラム事業」の技能講習終了者に対し職業相談・職業紹介・就職面接会を行い再就職を支援する。

また、特定求職者雇用開発助成金を有効活用するため、事業主に対し積極的に周知を行い高年齢者の雇用促進を図る。

また、県が設置する「群馬県シニア就業支援センター」において、中高年齢者の再就職支援のための職業紹介事業や、企業などで蓄積した技能や経験を活かしたい高年齢者と企業とのマッチング事業（シニア能力活用応援事業）、遠方からの利用者に配慮した出張相談事業を実施する。

(3) 高年齢者の多様な就業・社会参加の促進

高年齢者の多様な就業ニーズに対応するため、労働局が行う高年齢者就労総合支援事業により担当者制支援やチーム支援を通じて、高年齢者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施する。

また、労働局及び県はシルバー人材センター事業により引き続き、臨時的・短期的又は軽易な就業機会を提供する他、派遣・職業紹介事業については就業時間の要件を緩和するなど、効果的な制度活用に向け就業先の新規開拓、会員の拡大を図りつつ、高年齢者の就業支援を推進する。

5 県内産業を担う人材の確保・育成

地域のニーズに即して、効果的な分野での職業訓練の充実を図るため、労働局、県及び関係機関が連携し、職業訓練全体の調整を図りながら訓練コースの設定の見直しを行い、求職者支援訓練及び委託訓練等を計画的に実施する。

県（県立産業技術専門校）が、民間教育訓練機関等に職業訓練や就職支援業務を委託して実施する訓練（委託訓練）では、介護、保育、建設なども含めた幅広い訓練コースを設定し、求職者等に対して多様な職業訓練の機会を提供する。

また、労働局及び県が訓練機関とも連携を図りながら、訓練修了前からの一貫した就職相談等を行い、訓練生の就職促進を図る。

さらに、県立産業技術専門校において、特にものづくりに重点を置いた施設内訓練を行い、若年技術者・技能者の育成を図る。

6 戦略産業分野における雇用創出

県では「第15次群馬県総合計画（平成28年度～平成31年度）」の重要な施策の柱として「経済・雇用戦略の推進」と「次世代産業の創出・育成」を掲げている。本県では、産業政策と労働政策を一体的に進めていく中で、安定的で良質な雇用を創造する製造業を中心に、将来の市場性が期待される次世代産業など新たな産業への県内企業の参入を支援し、本地域に戦略的に雇用創出を図ることを目的とし「はばたけ群馬 戦略産業雇用創造プロジェクト」を平成28年度より実施する。

(1) はばたけ群馬戦略産業雇用創造プロジェクト協議会の設置

戦略産業雇用創造プロジェクトの事業計画承認や全体進捗管理のための協議会を設置し運営する。雇用創出に向けた事業計画の作成等、県と労働局との連携により協議会の場を活用し、地域における戦略的な雇用創出に向けプロジェクトに位置付けた事業を推進する。

(2) 製造業を中心とした戦略産業分野への就業支援

ア 合同企業説明会事業

県では、製造業を中心とした戦略産業分野における企業の人材確保を支援するために、地域の求職者や学生を対象にした合同企業説明会を実施し、次世代産業分野の雇用創出を図る。

事業実施にあたっては、ハローワークや県の関係機関を通じた広報や、他の戦略産業雇用創造プロジェクト事業に参加した企業と連携するなど効率的に事業を実施する。

また、合同企業説明会の会場内に、ハローワークとの連携による就職相談コーナーを設けるなど、求職者の利便性を図る。

イ 若年求職者確保・育成事業

県では、若年求職者の確保育成を支援し、企業の新分野進出等を人材面から後押しするため、企業が求職者を雇い入れて、将来の技術や営業を担う人材をOJT、OFF-JTを通して育成することにより、確保・定着を図る。

求職者向けには各種研修やセミナーを実施して、人材育成や能力開発を行うことで、戦略産業として位置付けた「次世代自動車産業」、「航空宇宙産業」、「医療・ヘルスケア産業」分野への就業を支援する。

ウ ものづくり企業への就業支援事業

県では、就業支援コーディネーターを設置して、戦略産業として位置付けた分野の求人開拓を行うとともに、企業側のニーズと求職者側の希望とを、カウンセリング等を通じて結びつけ、雇用の拡大を図る。

企業の本社機能等の移転により多くの求人がでる場合には、労働局・ハローワークと連携して臨時の就職説明会等を実施し雇用創出を図る。

本事業で設置する就業支援コーディネーターによる求人開拓の際に、若者の良質

な雇用を創出するための、厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」制度などの企業支援施策を紹介するとともに、本件マッチング事業で県が得た企業情報のフィードバックを行うなど、正社員求人の確保やマッチングについて、ハローワークと連携した支援を実施していく。

7 その他

本事業計画をもって、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づく雇用施策実施方針とする。